

I 計画策定にあたって



I 計画策定にあたって

1 計画の目的

本市では、平成26年12月に、国の法令及び東京都の実施計画や通知等に基づき実践してきた特別支援教育について整理し、市が目指している方向性を体系的に理解・共有することを目的に「東大和市特別支援教育推進計画」（以下「第一次計画」という。）を策定いたしました。

ここで、第一次計画の計画期間が平成28年度で終了することから、現行計画を踏まえ、特別支援教育の一層の推進を図るとともに、市民（保護者）・学校・関係機関が共に就学や進路、就労について考え、将来に見通しが持てる相談体制を目指して、「第二次東大和市特別支援教育推進計画」を策定するものです。

計画の策定にあたりましては、公募市民をはじめ、学識経験者、学校関係者、教育委員会からなる懇談会組織を立ち上げ、検討を行ってまいりました。

2 計画の理念

特別支援教育の理念は、「発達障害を含め障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う」ものです。

本計画の理念は、第一次計画を継承して、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒の一人一人の能力を最大限に伸長するために、乳幼児期から学校卒業後までを見通した多様な教育を展開し、社会的自立を図ることや地域の一員として生きていく力を培い、共生社会の実現を目指すものです。

3 計画の位置づけ

本計画は、東大和市総合計画「第四次基本計画」で定められた施策の一つである学校教育施策の長期的な指針「東大和市学校教育振興基本計画」の中の、特別支援教育の推進について具体化し、その方向性を示すものです。

計画期間は、平成29年度から33年度までの5年間としており、中間年度となります平成31年度に見直しを行います。

本計画は、全部で5部構成となっています。

- I 計画策定にあたって
- II 東大和市における特別支援教育の現状
- III 第一次東大和市特別支援教育推進計画
- IV 第二次東大和市特別支援教育推進計画
- V 資料編

